

令和7年度

成年後見制度の 専門職相談を 開催します！



成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

自分が亡くなった後の、
障がいのある我が子の
ことが心配・・・

遺産分割協議をしたいが
相続人の一人が
認知症になったようだ

親族が認知症になった
ようだが、財産や不動産
が多くて心配・・・

支援者として、
認知症や障がいがある
利用者さんの権利擁護
について課題がある

まずは、吉岡町成年後見支援センターへ相談！

0279-54-3930

吉岡町成年後見支援センター（吉岡町社会福祉協議会）

メール：yoshioka.sya@ivory.plala.or.jp

所在地：吉岡町南下1333-4

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで

詳細は裏面



専門職相談の流れ



センターで相談を受け、個々の相談に応じた、制度説明、情報提供や手続きの支援等を行います。



専門職相談
弁護士、司法書士、
社会福祉士

センターで受けた相談の中で、専門的な助言が必要な方は専門職相談（無料）の予約を入れます。

令和7年度 専門職相談年間スケジュール

第1回目：6月27日（金） 司法書士

第2回目：9月24日（水） 社会福祉士

第3回目：12月17日（水） 弁護士

第4回目：3月 4日（水） 司法書士

※1回2名まで。事前にセンターにご相談ください。